

## 第4号議案

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和5年1月19日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

府中市教育委員会事務局職務権限規程（昭和52年11月教育委員会規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通権限事項表第62項中「政策総務部長」を「人事・法制担当参事」に改め、同表第129項中「政策総務部長」を「総務管理部長」に、「行政管理部長」を「人事・法制担当参事」に改め、同表第140項中「広報課長」を「広聴相談課長」に改め、同表第142項から第144項までの規定中「政策課長」を削り、「情報管理課長」を「情報戦略課長」に改め、同表に次の1項を加える。

145	議員からの要望・申出等を受けたときに対応記録票を作成し、報告すること。		○			
-----	-------------------------------------	--	---	--	--	--

別表第2 個別権限事項表指導室指導係の表第31項中「社会科見学バスの申請をすること」を「小学校第3・第4学年の社会科見学のバスを配車すること。」に改め、同表第34項中「英語学習指導助手謝礼事務を処理すること」を「外国語活動指導助手（ALT）を配置すること。」に改め、同表第42項中「学校ボランティア事業等を実施すること」を「学校支援ボランティア事業等を実施すること。」に改め、同表に次の7項を加える。

57	教科書の無償給与を実施すること。			○		
58	教科書採択計画を作成し、管理すること。			○		
59	教科書採択要綱に基づく各種委員を委嘱すること。	○				
60	いじめ問題対策委員会を運営すること。			○		
61	小・中学校人権作文発表会に関すること。			○		
62	学校教育ネットワークに関すること。			○		
63	学校教育の情報セキュリティに関すること。			○		

別表第2 個別権限事項表指導室教育センターの表中第1項から第4項までを削り、第5項を第1項とし、第6項から第21項までを4項ずつ繰り上げ、同表第22項中「就学相談計画」の次に「及び就学後の支援計画」を加え、「立案すること」を「立案すること。」に改め、同項を同表第18項とし、同表第23項中「就学相談を実施すること」を「就学・転学相談を実施すること。」に改め、同項を同表第19項とし、同表第24項中「就学支援協議会委員を依頼すること」を「教育支援委員会委員を依頼すること。」に改め、同項を同表第20項とし、同表第

25項中「就学相談員」を「教育支援員」に、「実施すること」を「実施すること。」に改め、同項を同表第21項とし、同表第26項中「就学支援協議会を運営すること」を「教育支援委員会を運営すること。」に改め、同項を同表第22項とし、同表第27項中「就学相談資料」を「就学・転学相談資料」に、「管理すること」を「管理すること。」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第28項を第24項とし、第29項から第49項までを4項ずつ繰り上げ、第50項を削り、第51項を第46項とし、第52項を第47項とし、第53項を第48項とし、第54項を削る。

#### 付 則

この規程は、令和5年1月 日から施行し、この規程による改正後の府中市教育委員会事務局職務権限規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

新

別表第1（第18条）

共通権限事項表

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～61 省 略					
62	議案及び議会への提案、報告の原案を作成すること。	○			人事・法制担当参事 法制文書課長
63～128 省 略					
129	交通事故等の示談書を作成すること。		○		総務管理部長 人事・法制担当参事
130～139 省 略					
140	パブリック・コメント手続の実施を決定すること。	○			政策課長 広聴相談課長 教育総務課長
141 省 略					
142	特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。	○			情報戦略課長
143	特定個人情報保護評価書のうち重点項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。		○		情報戦略課長

権限規程新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

別表第1（第18条）

共通権限事項表

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～61 省 略					
62	議案及び議会への提案、報告の原案を作成すること。	○			政策総務部長 法制文書課長
63～128 省 略					
129	交通事故等の示談書を作成すること。		○		政策総務部長 行政管理部長
130～139 省 略					
140	パブリック・コメント手続の実施を決定すること。	○			政策課長 広報課長 教育総務課長
141 省 略					
142	特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。	○			政策課長 情報管理課長
143	特定個人情報保護評価書のうち重点項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。		○		政策課長 情報管理課長

新

144	特定個人情報保護評価書のうち基礎項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。			○		情報戦略課長
145	議員からの要望・申出等を受けたときに対応記録票を作成し、報告すること。			○		

別表第2（第18条）

個別権限事項表

指導室指導係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～30 省 略					
31 小学校第3・第4学年の社会科見学のバスを配車すること。			○		
32～33 省 略					
34 外国語活動指導助手（ALT）を配置すること。			○		
35～41 省 略					
42 学校支援ボランティア事業等を実施すること。			○		
43～56 省 略					
57 教科書の無償給与を実施すること。			○		
58 教科書採択計画を作成し、管理すること。			○		
59 教科書採択要綱に基づく各種委員を委嘱すること。	○				

旧

144	特定個人情報保護評価書のうち基礎項目評価書の作成又は修正をし、公表すること。			○		政策課長 情報管理課長
(追 加)						

別表第2 (第18条)

個別権限事項表

指導室指導係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～30 省 略					
31 <u>社会科見学バスの申請をすること</u>			○		
32～33 省 略					
34 <u>英語学習指導助手謝礼事務を処理すること</u>			○		
35～41 省 略					
42 <u>学校ボランティア事業等を実施すること</u>			○		
43～56 省 略					
(追 加)					
(追 加)					
(追 加)					

新

60	<u>いじめ問題対策委員会を運営すること。</u>			○		
61	<u>小・中学校人権作文発表会に関すること。</u>			○		
62	<u>学校教育ネットワークに関すること。</u>			○		
63	<u>学校教育の情報セキュリティに関すること。</u>			○		

指導室教育センター

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
(削 除)					
(削 除)					
(削 除)					
(削 除)					
1～17 省 略					
18	<u>就学相談計画及び就学後の支援計画を立案すること。</u>		○		
19	<u>就学・転学相談を実施すること。</u>			○	
20	<u>教育支援委員会委員を依頼すること。</u>	○			
21	<u>教育支援員の研修を実施すること。</u>			○	



旧

(追加)
(追加)
(追加)
(追加)

指導室教育センター

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1 教科書見本本展示会を開催すること。			○		
2 教科書の無償給与を実施すること			○		
3 教科書採択計画を作成し、管理すること。			○		
4 教科書採択要綱に基づく各種委員を委嘱すること。	○				
5～21 省 略					
22 就学相談計画を立案すること		○			
23 就学相談を実施すること			○		
24 就学支援協議会委員を依頼すること	○				
25 就学相談員の研修を実施すること			○		

新

22 教育支援委員会を運営すること。			○		
23 就学・転学相談資料を整理し、管理すること。			○		
24～45 省 略					
(削 除)					
46～48 省 略					
(削 除)					

付 則

この規程は、令和5年1月 日から施行し、この規程による改正後の府中市教育委員会事務局職務権限規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

26 <u>就学支援協議会</u> を運営すること			○		
27 <u>就学相談資料</u> を整理し、 <u>管理すること</u>			○		
28～49 省 略					
50 <u>いじめ問題対策委員会</u> を運営すること。			○		
51～53 省 略					
54 <u>小・中学校人権作文発表会</u> に関する <u>こと</u> 。			○		